

◎新潟県告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定により告示する。

令和7年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立近代美術館観覧料徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年2月1日
- 3 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 万代シティ第2駐車場ビル
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階